

島根県報

平成25年10月25日（金）

第2,541号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見の概要	（中 小 企 業 課）	2
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	3
電線共同溝を整備すべき道路の指定	（道 路 維 持 課）	3

【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水 産 課）	3
労働関係調整法の規定による争議行為を行う旨の通知の公表	（雇 用 政 策 課）	5

【公企規程】

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程	（企 業 局 施 設 課）	6
---------------------------	---------------	---

【選管規程】

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程		8
海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程		8

【人委告示】

平成25年度島根県職員（総合土木）採用大学卒業程度試験及び島根県職員（経験者）採用試験（総合土木）の実施		8
------------------------------------------------------	--	---

告 示**島根県告示第698号**

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

邑智郡邑南町市木6241-2・6242-19・6242-22・6242-24・6242-25（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 解除の理由

スキー場用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第699号

平成25年島根県告示第562号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見が述べられたので、同条第3項の規定により、その概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成25年10月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）斐川町荘原複合店舗 出雲市斐川町荘原1231番地外

2 意見の概要

(1) 意見の内容

ア 現在の交通量から商業集積地と変貌することにより大きく環境が変わることは指摘のとおり、ただ試算より、交通弱者の安心安全を考慮した部分が不明である。歩道の整備、信号機の設置は事故が起きてからでは遅い。先に対策を取るべきではないか。

イ 計画建物1の西隣は住宅地となっている。夜間の照明等、環境対策は東側の耕作地に対しても照明による耕作物への成長阻害があるのではないか。

ウ 排水路への商業施設からの雨水対策はどのようになっているのか。

エ 荷捌き専用出入口での一般車両出入り禁止ししっかりした対策はあるのか。

オ 従業員専用駐車場の保有計画数21台は売場面積事業計画の割には少ないのではないか。

(2) 意見を述べる理由

周辺地住民の生活環境を真剣に考えるべき、数値で説明されてもピンとこない。安全安心を大前提に、店舗規模が大きければ大きいほどそう感じます。

3 縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第700号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年10月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
益田市	平成8年度～24年度	11枚	1冊	高津1-8	平成25年10月18日
益田市	平成22年度～25年度	42枚	1冊	鎌手-Ⅱ	平成25年10月18日
益田市	平成22年度～24年度	24枚	1冊	鎌手-Ⅲ	平成25年10月18日
益田市	平成22年度～25年度	19枚	1冊	三谷Ⅳ	平成25年10月18日
益田市	平成22年度～25年度	9枚	1冊	三谷Ⅴ	平成25年10月18日
益田市	平成22年度～25年度	34枚	1冊	山根-2	平成25年10月18日
鹿足郡吉賀町	平成19年度～25年度	19枚	1冊	蔵木1	平成25年10月18日

島根県告示第701号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年10月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	区 間	上り線又は下り線の別	指 定年月日
国 道	432号	松江市大庭町135番2地先から同市古志原五丁目4番1地先まで	上り線	平成25年 10月25日
		松江市大庭町135番2地先から同市古志原六丁目978番5地先まで	下り線	

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成25年10月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県水産業は、海面漁業生産量で12万1千トン（平成22年）、生産額で185億円（平成22年）の漁獲実績を有し、漁業業者は3,689人（平成20年）となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも永続的な

発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大
陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流
の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕
沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であったまいわし資源が急激に減少し、また、かれい類等の漁業経営上重要な資源
についても低水準又は減少傾向にあり、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定
する等より適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

(3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところである
が、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下「法」と
いう。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定
められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措
置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源
の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技
術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理
型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理
を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

第一種特定海洋生物資源の種類	平成24年1月から12月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては平成24年7月から平成25年6月まで）の知事管理量	平成25年1月から12月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては平成25年7月から平成26年6月まで）の知事管理量
まいわし	若干	31,000トン
まさば及びごまさば	22,000トン	23,000トン
まあじ	38,000トン	34,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	若干	若干

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成24年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては平成24年7月から平成25年6月まで）の知事管理量	平成25年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては、平成25年7月から平成26年6月まで）の知事管理量

まいわし	中型まき網漁業	若干	30,000トン
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	21,000トン	22,000トン
まあじ	中型まき網漁業	35,000トン	31,000トン

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組みを強化する。

(2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。

(3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進める。

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、島根県医療労働組合連合会から、賃金等に関して次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成25年10月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 争議行為をなす日時及び場所

日時 平成25年11月7日から問題解決までの間

場所 次の各施設において、島根県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場

安来第一病院、松江赤十字病院、松江赤十字乳児院、松江生協病院、松江生協リハビリ病院、松江生協東出雲診療所、斐川生協病院、出雲市民病院、出雲リハビリテーション病院、大曲診療所、塩冶歯科診療所、石東病院、西川病院、益田赤十字病院

2 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為並びにこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

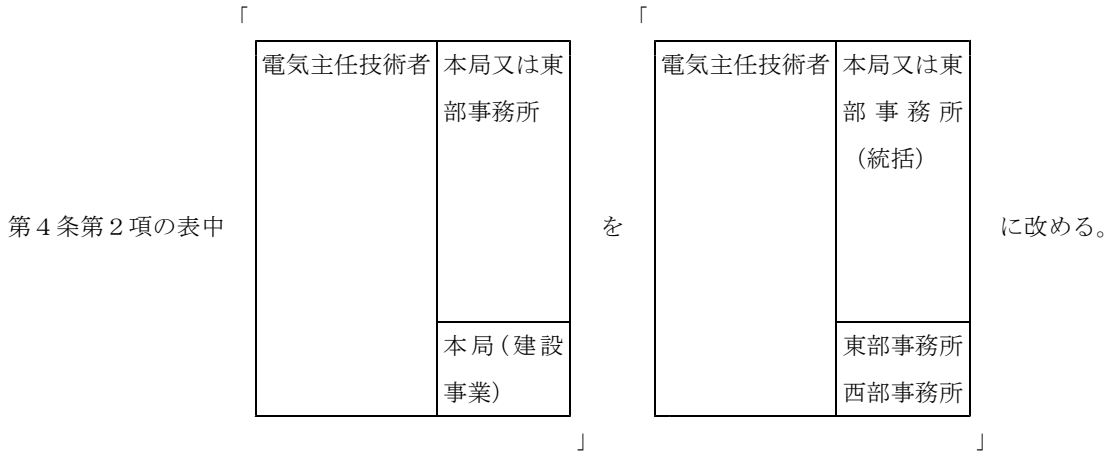
平成25年10月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第8号

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。



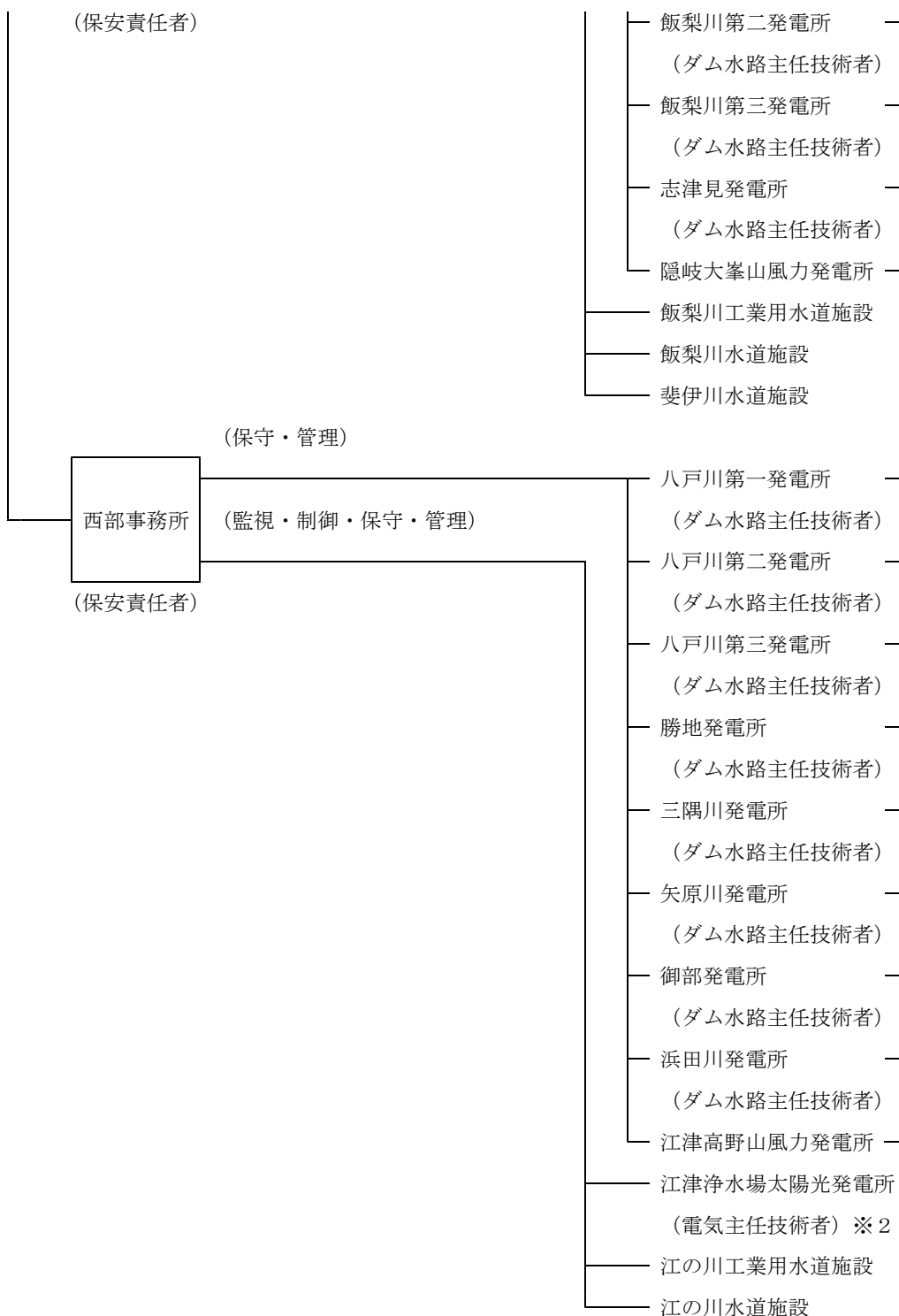
第4条の2第1項及び第3項中「電気主任技術者」の次に「（統括）」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

保安管理組織





印は、保安関係組織を示す。

※1 電気主任技術者（統括）は、本局又は東部事務所に配置する。

※2 江津浄水場太陽光発電所の電気主任技術者は、西部事務所に配置する。

別表第3 電気工作物（水路工作物及び風力発電設備を除く。）の項中「及び風力発電設備」を「風力発電設備及び太陽光発電設備」に改め、同表電気工作物（風力発電設備）の項の次に次のように加える。

電気工作物 (太陽光発電設備)	1月	太陽電池アレイ	普通点検	2年	太陽電池アレイ	絶縁抵抗測定	4年
			精密点検	適時		その他各種測定試験	4年
		接続箱	普通点検	2年	接続箱	絶縁抵抗測定	4年
			精密点検	適時		その他各種測定試験	4年
		パワーコンディシ	普通点検	2年	パワーコンディシ	絶縁抵抗測定	4年

	ヨナー	精密点検	適時	ヨナー	その他各種測定試験	4年
	変圧器	普通点検	2年	変圧器	絶縁抵抗測定	4年
		精密点検	適時		その他各種測定試験	4年
	遮断機	普通点検	2年	遮断機	絶縁抵抗測定	4年
		精密点検	適時		その他各種測定試験	4年
	制御装置・保護装置	普通点検	2年	制御装置・保護装置	絶縁抵抗測定	4年
		精密点検	適時			

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年10月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙事務取扱規程（昭和28年島根県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第16号様式（その3）、第16号様式の2（その3）及び第33号様式（その5）中「身体」を「心身」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年10月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第2号

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程（昭和29年島根県選挙管理委員会規程第7号）の一部を次のように改正する。

第15号様式（その3）、第15号様式の2（その3）及び第30号様式（その5）中「身体」を「心身」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示**島根県人事委員会告示第7号**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成25年度島根県職員（総合土木）採用大学卒業程度試験及び島根県職員（経験者）採用試験（総合土木）を次のとおり実施する。

平成25年10月25日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成25年10月28日（月）から11月19日（火）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。郵送による場合は、11月19日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、11月15日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験の種類、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	試験区分	採用予定人員	職務内容
大学卒業程度	総合土木	2名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画、土地改良、
経験者	総合土木	2名	農地防災等に関する調査計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事

(注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験種類に限る。

2 申込受付後の試験種類の変更は認めない。

3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、資格等

試験の種類	年齢・資格等
大学卒業程度	次のア又はイのいずれかに該当する者 ア 昭和56年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 イ 平成4年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会 が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した者又は平成26年3月31日ま でに卒業見込みの者
経験者	昭和53年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者

(2) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党
その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	試験日	試験地及び試験場	合格発表
第1次試験	平成25年12月1日（日） 受付時間 9：10～9：30 試験時間 10：00～	島根県職員会館 （松江市内中原町） 松江市	平成25年12月13日（金）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。
第2次試験	平成25年12月22日（日） ※詳細は、第1次試験合格者に通知する。	島根県職員会館 （松江市内中原町） 松江市 ※試験場は変更する 場合がある	平成26年1月10日（金）（予定）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。

5 試験の種目、配点及び内容

(1) 大学卒業程度

区 分	試験種目及び配点	内 容
第1次試験	教養試験 (150点)	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による大学卒業程度の筆記試験
	専門試験 (150点)	専門的な知識及び能力についての択一式による大学卒業程度の筆記試験
第2次試験	面接試験 (500点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書の提出)
	論文試験 (200点)	文章による表現力、課題に対する理解力等の試験 ※第1次試験日 (12月1日) に実施
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

(2) 経験者

区 分	試験種目及び配点	内 容
第1次試験	教養試験 (20点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による大学卒業程度の筆記試験
	専門試験 (30点)	専門的な知識及び能力についての択一式による大学卒業程度の筆記試験
	論文試験 (50点)	文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
第2次試験	面接試験 (50点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書の提出)
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

(注) 1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

2 最終合格者は、第2次試験の評価のみで決定する。

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「総合土木請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒 (角形2号) を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度総合土木申込」又は「経験者総合土木申込」と朱書きし、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、それぞれの試験ごとに採用候補者名簿に登載され、任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

8 給与

初任給は、経歴に応じて決定する。このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

初任給の例 (平成25年4月1日現在)

学 歴	年 齢	公務に有効な民間等経歴	初任給月額
大学卒	22歳	—	171,890円
大学卒	25歳	3年	191,255円